



嵯羅斯本紀略
完

洋学文庫
文庫 8
B 117



寛政五年記

魯西亜本記畧草稿卷之一



○ヤハット 吾邦 神武天皇の御宇より皇前二千二百
三十二年より西の國に諾危と云真人出つば其
父と稱す其壽九百卒案と云其長子也ヤハットと云
弟八の子也ロウスと云子治る也ロッセ又ルツシヤと云
和菜也ルユスラントと云

按するは地理の書ニ吾 称徳天皇の御宇西
ラホニアの意大洲の北西に又三子あり其季子を「ル
シユス」と云子治る也「ルツシヤ」と云是亦一説なり然本記
の詳なきふきなり

39-8219

又「ヤハット」の子小「モスコ」と云あり其女才茂「モスコ」を治る地戎
名けし「モスコウ」共又「モスコウ」共云ほ世に又は都す
因て徳國の名を稱して莫思箇未亜と云

是と云ほ
の百城はまたる者多くと云はる
るを預く但し中吉も及了「ロリキ」なる者有りて其
玉もまたり故に是地以下大祖とす

○ロリキ 吾 孝謙天皇の御宇は必し群臣各一方は
割據して時々闘争して平和すものなかり然るは吉来

言及する者此苗裔は二人の兄弟有り長を「ロリキ」と云
「ホコロト」を治むる居城を「ラッテカ」を治り邑を「ウラルカ」

河邊を治り「ホコロト」と云七十二里あり日本里法三十六町を以てす

次を「シナムス」と云白海の敷を治む居城を州毎に有りて時
々移り居す季々「トロイカル」と云「プレスコウ」を治む居城

を「スヲルヨク」を在る皆後傑英雄なり政治軍旅の多群
雄を拔出して他侵之を犯すの能はず乃湖次として感之

及彼せり時々 吾天平勝寶六甲午年なり以三人共
和して総魯西亞を有したり二才先立て没して終に「ロリ

キ」一統して「モスコ」なり。 天子室宇七矣郊の年なりは
歳もなかりて主病亡す其子幼なりを以て其族「カレシ」
と云る者之を輔て國を嗣しむ

○イゴル 成長の後危勒西亜を以て邊疆を侵すカレク
と共に軍を以て防戦之を逐てコンスタンチン
ポリスに還るキオウを居城とす「ブレスコウ」の女王カ
ルガ「オラ」と稱する者有り之を以て空とす危勒
西亜の軍再の侵して驍入るま又自ら軍を率して是を
逐ひ「ニコメダイン」は陳を布き出で「テリウリヤン」は軍を
て彼地を以て子「スワチスラウス」幼なるを以て「空
カルガ」とす。

○カルガ 老の先主の仇を報せんを圖りて大軍を以て
「テリウリヤン」のま之を悉く金帛を以て和を請ふ女
之を敢て交すして軍を以て敵地の驍を陳營を構ふ敵
仍りと贈遺を用て罪を謝せんを謀る女は積軍略を
強ふ之を善待して殲む兵を執するにや敵益賂賂を
用て平和を請ひ且婚嫁を結ばんを圖る即兵士二十
人を贈り賂物とす女は大奮怒して即時に兵士を斬
らして死せしむる望むを以て尚餘物を出さん
を責む敵再い上士二十人を贈る又當りて亦之を斬
らして死せしむる賂物を責めて退かす留居するの周年を以
とす一時女は命を糧食を充んぬるを以て敵の城邑は
鶴を買はしむ即ち每家二羽の活鶴を募りて之を以て

茲に拾て每錫砲火の球を撃て是を放つ忽ち城邑一齊に火
を焚す乃之に乗じて大攻を以て城を破り敵を討て仇を報
すこのも垣たり刺て城を略して終に凱陳して還るは年
月を定めて危勒西亞と和平す王嘗て危勒西亞の法教を仰ぎ
す國に使を通し其法を文く乃ち之を信すこの事し遂に自
ら駕を背して彼を爲るその裝を嚴なり彼「ケイセル」帝と
は「ジョハンニス」もたてて乃ち号を授りて「ペレナ」と云乃進付れ
男女悉く門に入らむ亦は「キカウ」は還る是魯西亞にて法教
を奉す此始とす故に後世此を尊んて「イマコソリス」と云
是魯西亞語なり和葉書之を訳して「ゾン子ヘール」と云即ち「ゾン」は日なり子を轉音なり「ヘエ

ルド」も形容なり即ち日象の義其盛徳の方世不易なり
この日の光輝の天下は昭然たるものと云也時と吾天曆
六壬子の年なり子「スウチスラウス」成長して國政を治む
○「エロキ」ありて女王病をす時と吾天禄三壬申の年なり
○「スウチスラウス」都を「エロスラウ」に遷す是國に中土
なるも以てなり「ホゴロト」の列官の女「マルスカ」を室とす
三子を生す長を「エロホリスク」と云「キカウ」も領せむ次
を「アレガ」と云「テリウリヤン」も領せむ季を「ラロトミル
と云「ホコロド」を教せむ王あるも危勒西亞の法教
を信せず今土地の都を以て軍を治めては二人の「ケイセル

「バジリウス」と「コンスタンシウス」とを攻む遂に戦勝して其を
彼處の要害の地をばたり然るは其地「ビツレミコル」のま「ク
リス」と云者賊をしく奪り宮中に入りて其を討つむ「クリ
ス」の首をとりて其頭蓋を以て酒盃に化らし先仍て
之を秘を刺す其語を譯して茲に附す其語を曰「路求
新奇自得先為長子「エロホリクス」之を嗣く

○「エロホリクス」大臣某は潜して次子「カレカ」を逐て
迎地を適せしむ途に大河長橋あり大臣謀りて「カレカ」を橋
上より墮して溺死せしむ季子「ヲロトミル」難の戒を及
せんのを恐れ領地を捨て「ウレスコエモリ」を奪つて之を

○避くま二弟の地を収り總魯西亜を有つの時「オロトミル」
の臣某謀を用て起つはあり陽に罪を謝し和を請ひ陰に
は二人の力士をして竊に宮中に入りて其を殺さしむ「ヲロト
ミル」「ホコロト」は遠く總魯西亜にまたり

○「ヲロトミル」主國を有つは好遊者俊淫逸にして其
遊をあるものとして其子侍者八百人ありと云然性威極して
兵を奪あり之を畏敬するはふはは近隣州よりまたる者
又殆ど必服するものなる危勅西亜と和すして信をよむ其を見
主教法を信するも其の所て其族長の妹「アナ」を以て危
勅西亜の「ケイゼル」「コンスタンシウス」の子「ボルヘイロゲニトス」

を嫁せしむる又彼婦を捨てて卒とす吾 長保二庚子年
彼主危勒西亞の法教を以て其道号を「ビリウス」と稱す
予弘法の道士の徒多く魯西亜に來り安住す。の久し
國中之を化す。者亦多し。然る魯西亜と危勒西亞必
相親睦す。の久し。吾 寛弘五戊申年 主病亡す
以主危勒西亞の教法を國中弘むるの始とす。故に後世之を
崇りては七月十五日を以て之を祭る。の久し。主二十子有り
各既又一女を合て領せしむる。彼後漸くお争て時、我闘し
て争均せず。ホロク列の主「ヤロスラウ」者、（即十二子）吾
長和四乙卯年 諸翁を併せて魯西亜を一統して之を治む

Monard.

- ヤロスラウ 主「キオウ」の城邑を修飾し、並に觀法堂を建
つ。吾長曆元丁丑年より主没す。五子有り、既諸翁を分領
す。乃こそ復分裂し、互にお争て我闘止むるも、五子の内「ウセ
シル」が最も著「ベレスラウ」を領す。子「ラロトミル」と各々漸
く權勢を以て分領したる諸族各之を以て諸翁を以て「スモレ
ンスコ」「キオウ」「ラロゲミル」を併せ、再び魯西亜を一統す。
○「ラロトミル」テ、テウエーテ、以主「モナルク」と云ふ皇子を稱す。而も
從魯西亜を治す。後より時、軍を以て公翁加里亜の主
「ガイサ」に戦ひ、吾 天治二乙巳年より没す。子「ウセラルド」之を
嗣ぐ。

○ウセヨルド 主セ子何し各諸部を分領す主没しては又復各

羊ふ又西韃靼即ち政羅巴を討之を侵して内外甚安なり且諸

軍官各威權を振ひ努ま来とて私刑部を領しお共又争闘

す者何し 嘉祿二己卯年セオルジウスセオルシオウス主

とんあ

○ゼオルジウスセオルシオウス

○ウセオールド 嘉祿三庚辰年

○セオルジウスデメトリオウイス 此主ウセヨルドの孫なり

夫魯西亞頃年のる兄才叔姪交争戦しお殺傷す者何し況て
東の方西韃の爲に困たりん今又西の方礼勿泥亜く之を侵

伐す或ち地を割て西韃の麾下に属す者凡二百に下餘多
その内を親族お闘ひ外隣國亟りて侵して安んずす此
時歳もよ

○ヤロスラウデテウーテム 主はセオルジウスの弟なり即ち

其兄を嗣て主とす禮勿泥亜の主ヘルマンハロク

魯西亞を伐て「モスクワ」に入る主然戦ふ死す「ハロク」

スコウ」を死す時吾 延應元己未の年なり主此子

「ホゴロト」の「アレキサンデル」

○アレキサンテル 寛元元癸卯の年主平意軍を率

て「プレスコウ」を伐て彼を侵す所の地を再び収む

○ダニイルロマノウイス 「オロトミルテ。テウーテ」の子なり
即ち先のヤロスラウの子「ウセオールド」の適系とも出たり
寛元三乙巳の年「コオニギ「漢制の王のの爵を以て西ダ
ツタンの辺疆を侵して固守かす

○ダニイルアレキサンドロイス 「ヤロスラウテ。テウーテ」の
子なり嘗て「ホコロド」もまたり 正安二唐子の年「ロマ
ノウイス」も翽々「モスクワ」も遷る地時を以て魯西亞の君との
本系を以てわす者哉「モスコビテルス」と稱す 乾元壬午
寅年隣めと大に我の初を波羅尼亞のま「ウエ子スラウス」
次を里都亜尼亞のま「セヂミン」又波羅尼亞の郡ま「カシ

ルわ。者魯西亞のなあり「ジヘリイ」の内「ホルヘイニイン」を侵し
取て兵船を振て自ら波羅尼亞の列郡を莫ひ且黒魯西亞
此のウクライニ「ホトリイン」キオウ」を以て保て之を領し殆
んと波羅尼亞を君ならんとすま始て稱して「ゴロオトヘルトク
と云「ゴロトを大いなるヘルトクを五子あり子長「セオルシウスカリタ
之を翽々「五子爵の公のめし即大公のを領す
○セオルシウスカリタ 其地見「テメトリウス」ミカロウイスも其
逐て「モスクワ」もまたり然とも後西韃の郡ま「モスクワ」も侵入
てまを討て首を斬る
○ヨハン子スカリタ 先主の弟なり西韃の軍都下と屯し

て還すすま竊ふ彼軍士、賊帛をよへて是を護りて還す
た、むま三子あり、シメオン、ヨハン子ス、アンドリウスと云
シメオン之を嗣く

○シメオン 子たう、次の弟之を嗣く

○ヨハン子ス 子テメトリウス之を嗣く

○デメトリウス 王西韃の爲ふ數々困らる、決ふ金帛を以て
和を請ひ且之を臣をそのめり、然る尚那王之を侵すとい
て防戦あり久しと止まず、西韃遂に「ボロツク」里都亜尼亞を
とる、永和丁巳の年王西韃の爲に敗られて「モスクワ」を去
て一處に遷り、新城を構て防戦す、敵の矢窓々々入る、王之

中りを死す子七人あり、長は「ダニール」と云先王を没す、次子
「バジリウス」之を嗣く

○バジリウス 永徳元年辛酉の年困あり、王帝に軍旅の御
心を利い且國制のよは於ても略利益す、亦あり、但在世久し、
以て病亡す、没後其妃男子を生む、親族其心亂ふ、死す、
を疑て、王の弟「ゼオルグ」を立て、之を嗣く

○ゼオルグ 大臣巨室先王没後の子「バジリウス」テ、空「テ」
を立んと欲し、廢立の事を會議す、時の王の昵近の小臣及軍將
も先王の子を逐ふ、王病亡す、大臣も先王の子を迎て之を

嗣く

○バジリウス^バテウ^ウエー^エデ 先王セオ^セルグ^ルは二子ありアンテ^アレ^レアス^ステメトリウス^テと云成長のほば諸長^チを痛くアンテ^アレ^レアス^スを立んと欲す然と都下^ト兵を動すの能き子^シを以て偽て高買となす貨物を積たる車は兵器を匿してモスクワ^モ入り急の兵を敷して王の宮を礼入す王路^ミの能はず之を避ても觀み入り兵士見も捕て眼を穿ち出し其室と共にウクリフス^ウ後す先王の二子兵^ニ於入る王の諸長悉くおぼせ^セば二子を逐へし^シを令^シて^テ二子之を以て家^カを以て^テ難^ニを^シて^テ乃^ニ諸長^チを捕て再^ニの都^トに入る然とも眼昏^ク爵^ヲ冒^シて因^リて歳^ヲた^リく^ニ病^ヲをす^ル子^ヲヨハン子スバジリテス^ス之^ノ嗣^トく^ニ王^ノ正系^トは^ル東^ノの聖

王^ノ子^ヲヨハン子スバジリテス^スと云孫^トをバジリウス^スイハノウイス^スと云イハノウイスの子^ヲをヨハン子スバジリウス^ステウ^エー^エデと云者^ヲ女^ヲアリマリヤと云魯西^ノ西^ノの高官^ノの人^トヘトルニコロウイス^スを嫁^シしてミカアルヘドルウイス^スを^シむ^ル人^ト即ち^ニ聖^ト王^ノ祖^ト父^トなり

○ヨハン子スバジリテス 王^ノ子^ヲヨハン子スバジリテス^スを^シて^テ母^ヲヨハン子スバジリテス^スの^ノ親^トを^シて^テ和^シ親^トを^シて^テ隣^トを^シて^テ文^ノ明^ノ九^ノ丁^ノ百^ノ年^トに^シ大^ノ軍^ヲを^シ卒^シて^テホ^ノコ^ノロ^ノト^ノに^シ勤^シく^ニ陣^ヲを^シ據^ルル^ニは^ル都^ト亞^ノ尼^ノ亞^ノの^ノ為^ニ集^ルる^ニ然^レる^ニは^ル危^ノ勒^ノ西^ノ亞^ノの^ノ法^ノ教^ノの^ノ長^トテ^オ

ヒリユス」する者少くも在りて土人漸く之を信す。者多し魯
西亞素く其法を宗とす。主尤之を奉承す。己は軍の屯
して七七年を以て土人悉く其法に入り終て其法を併せ
て魯西亞を歸す。是より則ちの軍威を以て別テカヒリ
ユスの教化を固より其法を以て其法を略して其
國を克めしむるを以たり其の諺に「鬼神小勝し乎
誰乎」ホコロトは勝ん乎と云へり。前時西韃入りてモスクワを
侵せしころより以來今に至りて彼人必仕す。者多し然る
に其法教盛るる國に彼人悉く之を化す。主其法を以て
して宝刹寺觀を建てる。及んで韃人居るを回處に移し彼回

西韃人史

て還るふか知りて彼人悉く魯西亞を居す。尚其近隣の
韃人亦其法を歸化し其地又魯西亞を併す。者多し是
より依て西韃の「カサンの地」至る迄多く魯西亞を仰望す。
者何し莫爾太未亜の主ステハノスめ云奇る哉。ヨハンニス
靜坐して眠るの如く其國漸く強大なり。人毎に干戈を
動かす。自ら常に疆域を固すと主始て莫爾太未亜の
周辺に牆壁を築めしむ。永正二乙丑の年彼十月病亡す。
人其徳を稱して「ゴロツチン」と名く即諡号也。是魯西亞の言は
て即大の義を以てす。なり其子先を没す其孫を以て
嗣とす。

○バジリウス、イハノウイス

主隣交を厚くして疆界を

堅固より豫け外患を防ぐ羅馬の主「ケイゼル」義の「マキシ
ミリヤヌス」と親睦ありて吾 永正十一甲戌の年「ケイゼル」
の位を夢て其交伐結ぶの兄才朋友のめり永く子孫は
至りてお爽さる此約を盟ふ 天文二癸丑の年主病とす子
ヨハン子スバシリウス「テウエー」テ之を嗣く

○ヨハン子スバシリウス「テウエー」テ

主性猛勇より我を好

く且後靡淫蕩暴戾殘虐なり常々殃策を以て人を指揮
す若二事意は適せ甘ゆる趣ち是を以て撃つ或を怒り来
して之を刑り之を割り或を猛獸は爬き或を熊皮の裏は
入て之を總合し豪犬の群は投し其骨肉粉碎せしを觀

る此種あり 此條之を讀む中心慘怛之ヲ抄すん多ク其觀を汚す此の臺閣様

觀之を飾りて金銀を以てする者遍して步趨の交り及ぶ其朝

陽の冠服衣履希世の明玉と綴り右手に金策を執り 和紫

ケブテム又レイキススタツと云即ち君は王者の持所の者なり 左手に

イキスアツヘルを 此言義訳して因珠とす 以のめき者修前

代の君王の未だ何き取り其美色を憐む別館を

設けし詞も置く其制令又華麗なり 今之を 天文二十一

壬子の年西韃の地「カサン」伐て從ハハ同二十三甲寅の年

西韃の地「アストラカニ」を伐て從ハハ其餘北高海辺の諸

州も從ハ其金策の武威増盛して頗るバル西亞及

按、巴尔西亜と北高海の南に在て、忘帝亞都尔格の國に
夾りたりと、種吉來他方を侵すべしと、特立堅固の
國なり故、今之を奉て、以て武威を稱す。又
云西韃は已に前代ヨハン子スバジリテスの徳化を感服し
たるの地なり、蓋之を以て、以て功を成したるものなり

主常の鬼神を媚るるの甚た深し、故に人之を謂て鬼神を怖
る君と稱す、其執首頼する每、死を地に着て頼を招く、故に
大祭のほほ、其頼を去腫を去すとも云へり、其長子
「イン」性恭肅なり、大臣主は將て、政官の長とす、群下咸

く其徳を敬服す、主却て之を忌む、惡む一時怒は来りて、殊策
を以て其額を撃つ、「イン」忽ち絶倒す、は五日に没す、主
大に悔て痛哭し、病を去す、乃暴惡稍止む、其待臣を善待
す、その親戚睦友の如す、且「コンスタンチノホレン」のも觀せ、カ
七千銀を贈りて、好事を修せ、死て、凶子の靈を慰す、後病の
癒、哀傷漸く解く、ありて、回依て、惡行をなす、後世
以て之を謂て、「イン」と号す、西洋此のめき暴惡の君を稱する言なり 天正十二甲申の

年、主惡瘡を敷して、汚穢惡臭、其悩苦の態異常なり、遂に
耐す、と没す、年五十六次子「テオドルス」已に政を與り、然る
幼なり、一愚昧なり、少子「テメトリス」僅に二歳なり、其

傳之をも立んと欲す次子「テオドルス」の室の弟大厩官の長
是を高「ホリス」キユテノウ之を敢せず遂は次子之を嗣く
官なり

○テオドルスイハノウイス 「ホリス」をもち政をもとむ權勢甚

「勿羅尼亞」と相親んで「国事多く是」と共和す
「キリムセタルタリヤ」と魯西亞との界疆は長城を築く支那
北辺の長城の如し 天正十三乙酉の年「ボリス」私に計りて
先主の少子「テメトリウス」をも其母と共に「オクリツ」を遷す「モ
スクワ」を三十六里なりと云ふなり
原書三百六十里と云今地理の書は多くて之を改む 同

西比利加傳

十五丁亥の年「亞細亞」の地在弊利魯西亞を飯す
按すふ此地古今其属国の多少異なり今を東の方をゆく

支那日本の北を經て「亞墨利加大洲」の海峡はあり古を印
度の北辺沙漠の北なる地を号す即ち茲に云ふ所の者是
なり今号すは「校」れ大凡十分の四は嘗たり予は「白稿」
は今の大地なりと記せしむは「校」理の云は「校考」せん 正
保元甲申の年々々以來漸次に「亞墨利加」の海峡に至るまで
盡く魯西亞は従ひあり

此地の人曾て魯西亞の王化を仰望す。久其主を尊敬
す。の鬼神の如くす然是時彼地強賊群集して西韓の
属国「ドホルスキ」の大城を侵し破り國中を襲入して狼藉乱
妨す乃魯西亞は六百れ軍士を遣して之を征して賊徒悉

く敗也す茲に於て土人相率て魯西亜を陥す終に其地を略すのをもつたり其説地理志に詳なり地理志を原書に「ホル」ス大位を登らんものも因て常は貴族を遠け或は小罪ある者をは極刑す主の室即ち「ボリス」の所重身す我知てるのに乗して之を倒し撲損せしめて其體を破る又謀者をも遣て「テメトリウス」の人とて之を伺む「テメトリウス」ハ歳なり同年の友と戯れをもんる即雪を以て人々儼る者二十各之を名を命して是「ボリス」是侍臣是政官なりとす乃木枝を以て劍とし「ボリス」ある者を刺し餘り皆或は首手足を斬て曰「カサアル」魯西亜語とすのめめめめのみくせん謀者還て

「ボリス」は報す 天正十九辛卯の年「ボリス」私に「テメトリウス」を弑せん為小刺客四人を買て彼適處に遣る時親戚之を知る者有りて竊に其母を告ぐ母乃別の小童の形容相似なる者をも其室の近く之に代らしむ一説に小刺客其欺を慮て「テメトリウス」も捕て之を弑し其家を焼て悉く其從者を殺しては患を除くと云「ボリス」尚後患を恐れて其座處を突き彼屍を檢す而其葬儀の衣服ふきをんて泣泣しは数日憂傷の色あり 慶長二丁酉の年「ボリス」主を欺て毒を食む主俄に病を發し劇して起るも其室子も亦其室子も亦を以て六編にまゝ謂て国を「ボリス」傳へんものを廢幾すと云まの

云金策を取る者多しとて親戚皆集る主金策を以て
其妹夫ヘドロニキタロオマノウイスヲ横ク口オマノウイス之を
辞して其弟アレキサンテルヲ譲るアレキサンテル亦別人ヲ譲
る別人亦別人ヲ譲る之に於て主金策を席上ニ擲て去ク欲す
る者恣之を取れと乃ホリス之をとる主遂ニ没す其大厩
長ホリスギニテウ之を嗣ク

○ホリスギニテノウ 主性狡猾横逆として時人其篡殺を知
者多し即位の爲其大宦臣室我ニ逆ふ者は之を退け或ハ
遠列ニ遷し我ヲ煩ふ者は交リを深く或ハ婚を結ぶ其官有
の令議を忽略し政刑悉く自恣す但其才出納散聚の術

長セシ 慶長六年辛丑の年莫厠箇未亜大飢饉す主庫倉
を焚て大ニ米錢を施して窮民を救ふ主の妹夫ソステイする
者罪有りて辺列ニ謫せらる其路次ヲ伺りてテメトリウス尚存
生し一僻遠の一精舎ニ潜匿せしを以て即ち之を以て告
る乃固中ニ令し大ニ之を求む故ニテメトリウス一處ニ居る
の所を以て彼是ニ後リ居るを極其探索急する或以て一道士キ
リスカウトロベヤと云者ヲ議り共ニ道士の状をなして國界を以
て勿羅尼亞ニ凶匿す主边疆を固く内外の人其出入を嚴ニ
す勿羅尼亞のニシギスニユンドスニテメトリウスを見て之
を憐んて善遇す即ち謂ふ夫ホリス正亂ニ非ずして縦ニ

テメトリウス軍
+ 代ス

と云ふ。此人も魯西亜先世の「エルフナアム」を稱す。エルフナアムは血族相續を云ふナアムを名 す。是前代の名は埃 當り魯西亜の王「カサアル」帝をとる。吾之を助んと云て乃てその女「センドミル」の女「マリナ」を以て之を妻す。予の成りて是を捨て彼列主と議り州主四千餘の軍士を以て之を松て「テメトリウス」魯西亜の疆際を陣を布く其近隣の諸軍彼魯西亜の正系多きを捨て即ち之を加ふる者あり。テメトリウス軍を出す。及て誓言文を作り教く之を誦す曰く「嗟正明ナル執事」天を指て云 乃照々之を覽る維予小子爰も大事を奉く若夫「惡」を作し貪を為し則ち「尔霹靂予を較すつへ」迺吾軍衆必死の精血を以て之を濯き之を潔めん若夫

吾事を知らば則ち吾正明を祐む云。是を捨て莫爾箇未亞の人其不意するを以て大に周立早す時「モスクワ」彗星をえり。或は雙日雙月赤氣等の天變あり。又材狼亟り悲吠す人拳て凶兆として恐懼す。主此のめき災祥あり。其深く怪むるなり。但軍事を令す。此を云ふ。慶長十七己年「テメトリウス」の軍「ノホコロト」に入る。兵勢益かゝる。主彼軍衆を陪する軍を出して之を征せしむ。戦を交る。凡三月兩軍各死傷する者夥し。テメトリウス其多寡相敵せず。戦終り利あり。計て密に「ノホコロト」の主へ「トロウイス」ボスマン」を通す。ボスマン嘗て「ボリス」を誅す。乃心腹の士を云

て陰謀を属し陽の事を託して「モスクワ」は使たりし謀士「モスクワ」はあつり数日主俄に病て口鼻を血を出して死す是「ホスマン」謀士を以て主を弑する者なり其子「ヘドルホリツソウイス」尚幼なり其室内臣と議して之を嗣

○ヘドルホリツソウイス 主尚幼るを以て其母政を輔く「テメトリウス」「モスクワ」のあ「テエラ」と云縣に入る其地の軍官嘗て「テメトリウス」を仰望す即ち諸將と相誓て悉く之を弑す遂に軍を引て「モスクワ」は乱入し主并母を捕て皆縊て之を弑す此主国を當るの僅は半年なり即時「テメトリウス」軍を卒

て「モスクワ」に入る都下の人謂て云天吾国を棄す君主の正胤を完ふて再び起る還らざる乎則吾濟感服す耐ふべし但宜く其容止當人君たるべきや吾も候ふべしと都に入る其隊伍齊整として「テメトリウス」威儀凜然たるを忽ち一陳の旋風起り騎士歩卒列次を混じり雜れし後宮門は入らんとす時「テメトリウス」稍沈吟の色有り即踟躕して進まざるを「哲明」は庭上地雷を著り宮室皆焼て殘破す是則「ボリス」常は妖術の士を使ふ今此災をまます者を蓋術士に設けしや「ボリス」且「テメトリウス」初旋風の来り因て漫り「ボリス」嘗て入るのを安せず豫先災ありしを知るも「ボリス」は「テメトリ

ウス別殿を修せしめて之を主たり

○デメトリウス

國人先朝の正系たるを以て殊に愉快すと雖も主侍臣内官悉く勿羅尼亜より属せし者任用して先朝の禮法義制を則らすして卒尔大位に登る是を於て國人大望を失ふ主食膳の儀歌唱の調皆野鄙村俗人常之を賤とす又前主ボリスの女アキシニヤは淫靡之を尼寺に棲む人大之を疎す又時は單騎にして都邑寺觀郊野を微行し弓矢鳥銃を帶て戈獵す毎に前後に從駕を供するの戎敢せず又都尔格の馬三匹皆駿足なり是嘗て愛する所の者なり今別殿内厩を設て之を飼ふ之を三駿と稱す又内人三百人皆異邦の

合して傀偉豪強是其心腹股肱なる者なり悉く天鷲織の紅衣を被りて兜て吾國人と之を交つ又先主の爲に黙られたる者を多く奉用すソステイのめき遠謫せられたる者當今も及んで後祿原のめ然とも皆外官を具へて内へ入て居るのを許さず但ソステイを素く殺賊出納の職もしく今尚外官は在り後陰謀大志ゆを以て陽はまに阿曲して每事其好むを投せんと欲す慶長十一丙午の年コサツケンの人少カザアルヒイテル年十七なる者を率て四千の軍を起してカサンアストラカンの間ウルクの河辺許多の地を侵して來りてモスコウに近く即先主テオドルスの遺子なるを

を「ボリス」他の女子を以て之を代へ密々匿お置しし者ありと
稱せり然共千回斃すふときを以て速に之を証して即時悉
く敗北したり勿羅尼亞の主「センドル」の女「マリナ」を奪ひて
吾女とて主を妻す今「センドル」のま数千騎の甲士を卒
い及び勿羅尼亞の貴族之を守護して「モスコウ」を送る其甲士
三隊となす第一隊を各奇獸皮を着し紅天鵝絨の外套に銀
飾をなす者を被りたる者十二人各白馬の天鵝絨と銀とを以
て飾りたる者も乗る第二隊を士乗共の上のめくはく十人并
三隊上のめくはく八人末に管絃謡歌を以てす莫斯箇末
に三十六里隔たる「モサイコ」と云地を陣を布て屯するの教

日又「モスクワ」の西南一里の地を壯麗なる森林を立て彼車馬
順次以下を集る其人衆凡十万余なり是より前車馬を以て
女を迎ふ即親戚「トルイワノウイスミスノウスキ」貴族
二百人を添て勿羅尼亞に往し且白馬十二匹金銀青螺を以て轡
鞍を飾り豹皮を以て之を覆ふて以て贈る又金螺の玉轡白馬十二
匹を盛々装て之を以て迎車となす既に勿羅尼亞の女
輅を乗し甲士之を護し「モスクワ」の都門に入るとする時旋風忽
起て輅馬宛轉して殆ど顛倒せんとす都下の人之を怪て相謂て
云初先主の吾国に来る時又此風変り又新婚吉禮の従者甲
冑を被る何ぞ斯のめま凶服を以てす我又其従車数輛大小

數百鳥銃を載す何の戒あり備を設るも此の如く甚き事
ソステイ嘗て思ふ主を真の「テメトリウス」非す彼即ち吾魯
西亜の人を疎んじて偏り勿羅尼亞の人を親し且他邦の小侯の女を
迎て婚と爲すを元怪むへし乃巨室親戚大官を集れて議して
云主を吾國の正胤に非す又勿羅尼亞の貴族も亦す即姓氏正を
かざる梅行の方士あり且其漢字亦吾國の宗とする所の者これに
但勿羅尼亞を併呑の謀を構へて頸隣好の親を結ぶより太甚
恐るへし惡むへし吾國家危きより方々且夕あり故に我諸君と圖て
先主の爲に義兵を奉んと是を捨て諸臣「ソステイ」を元帥と
て今婚儀宴會を來りて機密を洩すべしと其圖を定めて

各契明をなす其衆凡二方の兵あり漸次「ソステイ」の家を聚
會するものも約して以て其時を期つ入輅八日の後宴樂を
鼓する者三十四人乃舞踏鼓吹已に起る勿羅尼亞の人内に入
て之を觀る主並に近侍内官悉く宴樂を耽り情を放て沈
醉す此夜既に明んとすふ向て伏兵一齊に都門官門を
破り盡く乱入す時勿羅尼亞の人一も釵を帶する者あり
或は散凶し或は擒とる近侍内官皆周章狼狽す主の
心腹の臣十五人と小寢あり皆沈醉熟睡す獨主忽ち
覺て乃上衣を脱し帽を去り髪を被り其寢の後壁を窓
あり窓外高きより三丈即ち飛下地下に墜れ「モスクワ」の女

傳勿羅尼亞の女を大衣を着せて私にセンドルに之を送
らむ「ソスケイ」兵士を將ひて主を求む小寢殿既に毀て主
の在る所を知らず室後小舎の屋上へ人有り死を垂とす其拔
章怪むへ「ソスケイ」之問て云你ヨハン子スバジリテスの
子なりや彼云即ち是なりと仍て詰問すその數のりつを復
之を答ふるのみなり時一賤人傷とる小銃を放つ彼人之中
て遂に死す是を控へ諸人集りて短劔長刀戈戟を以て之を斬
断して肉片とす其屍を繩を以て脚を縛り路上を曳て
刑場へ送る「ソスケイ」鞭を以て其面を打て大に之を嘲呼
す乃都門の外に之を磔す又「ホコロド」此守「ボスマンノウ」

を「ミカアル」タシコウ」まの者は刺して死せり又脚を縛りて曳て
刑場へ送る亦之を磔す之を埋むは乞人の例の如くす但「テメトリ
ウス」も素妖術の方士なるを以て其再生を恐れ数日の後埋
処を掘り出して焼て灰とす之を埋む偽主後オマ「ク」智能
ありと後道藝治術も松「ク」只軍事兵法弓馬の術最其好む所
なり且機變の術は長せり其体質健剛手足肥大なり常人
と異なり進退舉動甚捷疾なり或云真の「テメトリウス」をウ
クリツフに在る時之を認る人の説を聞て云右の眼下に疣子一
あり一手一手に短「ク」之を以て其真偽を徴るへ

意云原書「テメトリウス」の出处事蹟を記す者真偽相

半すものぬくふしと見者をして甚く曉し程しむ何と
るしを則云他人の児を以て之の代ふ曰「ボリス」の記は曰「三駿廐」
まー曰軍帥書も「テメトリウス」通す曰新ま「テメトリウス」
出て以餘同名を托して出る者再四して止ます彼當時の人之
為、欺むもの者ありて今復意短才老病するも以て半信半
疑殆と叔父を弁せざるのみ是と捨て寤寐之を思ふてゆす
遂は病を力えり之を讀むの十数旬もして稍其大畧をゆるま
似より凡「テメトリウス」の名を「バジリテス」の末年ふ初て出て
たるも「カエロイス」の時を終る之を因て其前後の跡は在り
も亦尚之を忽略するもの能なき者なり故に上下の草稿と

寛政五年

其詳略相同し、その者あり者且く之を知るへい嗚呼意の残
齡若或数年の餘暇ありて以て全篇の事實を詳し、再
之を草すへいと云今茲癸丑暮夏犬馬の年七十一之を誌す
親戚大臣「ソステイ」を立て主とする、慶長十二丁未の年なり
○ワシリウス「ハノウイス」ソステイ 主魯西亜先王の禮儀を依
て位を即く然るは主自ら其王冠の重き耐するを覚ふと云且
群臣昏和悦の色なし或云先主「テメトリウス」の埋処は鬼状を
見ると初先主を弒せし後彼三駿廐の跡を以て是と捨て、瘞
之を求れ且多く謀を出す今郵亭を以て告て云都尔格の駿
馬よ来る者三騎其餘許多の従者と共「センドル」の道路

向て到る者何りと主之を聞て後患を思ふて安んぜず然も初
遺たる還り報て云く先小焼灰よしたる者先主と云ふ
是嘗て其侍臣の内主と云く相似たる者何り其夜之と衣服も
換て空に残し其餘の心腹の者悉く夜小從て紛れ彼外舅の領
せし「セントドム」は入て潜匿せりと主此説を聞て大に驚嘆して
止まらず是勿羅尼亞の人も説所なりと云「モスコウ」の士民此説
を聞て區々雜説起りて都鄙甚多恩劇す是を於て主「カリッ
ツ」は葬たる幼児「テメトリウス」の墳墓を奪て其柩をせし「モ
スコウ」宗廟の地を改葬し其禮義を莊嚴し以て海内
復別よ「テメトリウス」と云者何れも亦普く士庶曉知ら

つわ 按す此置郵謀者の報す。信すべきものと何ともいふを信兵を奉る夜
只勿羅尼亞の人或最に或擒ます身記し紅衣三百人の動止を記す。
主以謂今勿羅尼亞の主は吾尤恨る所なりと雖若之と相
惡きゆわ將に雪陰也亦吾を侮らし西韃コサケン既に侵すカザア
ル。ヒイテルを以てせり又都尔格のみきは吾友を以て彼を幸とす。若
り隣国既に此の如し然勿羅尼亞を姑く善待すふ如すと乃盛
に弊帛を修し使聘を為し書を贈る 今其贈答は書の大意を夫勿
誤す但其文辭を修れず
羅尼亞を連界相親むの固なり然も一二の臣僕私に幼枝の方士を用
ひ偽て「テメトリウス」と為し之を輔て其徒三百人を誘て以て吾大
室を掠奪し吾士庶を惑乱す是を於て吾其徒を併て之を殺し之
を擒ます 足下豈其假を奉すも知らざるん如然と雖吾日交の

誼を護れず更和睦の信を修むと勿羅尼亞の主「シキス・ムントス」
使聘及び書を報す曰く「吾も亦何ぞ隣国旧交の誼を忘れんや吾
臣僕と雖何ぞ偽を設けず大國の惑を生ずるをせんや夫「テメトリ
ウス」の一挙を魯西亜廣大の國多るを以て其遠方の士民多く之を
真として各之的す者ありを以て亦吾も亦以て假とするを
を知らず然とも吾國人「テメトリウス」を望むや西韓の人の少帝「ヒイテ
ル」を仰く者も亦吾も亦敢て其偽を助るをせんや獨吾も愛するを
魯西亜吾使を擒り吾女を憐ます吾婿を殺戮す如斯き不仁
と以て吾も亦吾深く之を齟齬す時至らば將之を解んとす但
仰て天の命に従はんば人と人説く膏て主方士の偽を知らば宜く

之を官に告ぐ以て誅戮すへ何泛然とく前主即其を毒也朝
庭を汚さし刺し君とく之は仕へ亦隨て之を弑す是他あり只
此元功を奉て「カサル」の榮を圖るなり然其冠重く鬼を
見るの福兆あり乃獨勿羅尼亞之を侮るれとすらん吾大臣親戚
士庶皆又之を憤る者多し果々みんば則何ぞ人身の榮耀をば
る此違はらんやと魯西亜の軍師「シカコブス・ケイ」まを者なり是
を繋る最巧なる者擬すふ名聲何人も之を以て衆を誘て國
を亂し其攘亂を乘り自ら其國を襲ひ取る
なり嘗て勿羅尼亞と密に謀を通く既この假面を作る是偽まを
指て云也
一を「テメトリウス」の魯西亜の大室を偷む者なり一ハ女帝「ヒイ
トル」なり今「ヒイトル」を「セント・ムン」に送り且「テメトリウス」

書を贈りて其答を伺たり按すふ茲にテメトリウスを次ニ託す
新と云語を誤り脱したる事へし又先の謀者の説はこれを偽主の「セントイル」
偽主の景跡を記す者なり之を以て証す「シカコブスケイ」「ブチガル」
れは則新の語を脱したる事とす
魯西亞ルシア西韓ト行く成役の士卒を途で遮り止て之を従
へ二万人の兵を以て十四五郡を侵し取たり時よりエデメト
リウスエデメトなる者出て「モスコウ」を以て余の士卒及び譴諷の士
を集めて許多の兵聚めたり即次ニ莽三偽と稱すもの 莽三偽「テメ
リウス」漸々兵聚加て相共ニ盟約をまし勢甚盛なりて遂に
「モスコウ」に近て陣を布く主大ニ驚て之を防ぐるを商議す

「テメトリウス」軍將「ホルトキ」なる者其副將とお争ひ俄に彼陣
を捨て九千の兵を率ひて「モスコウ」に来て主を降す主乃
之を將として「テメトリウス」を征せしむ「テメトリウス」之を
の絶す終く其陣を退け漸く「モスコウ」に去る主「ホルトキ」
と共に「コルユガ」地名に陣を進む「シカコブスケイ」上の魯西亞偽少
帝「ヒイトル」を輔て「コサツケン」の兵二万の軍を以て主の陣を伐
つ主の陣之と戦て利あり其將「ホルトキ」敵の連をも逐て終
敵の為を擒とすして彼陣中ニ死す偽少帝「ヒイトル」テユラに陣を
布く此地糧乏しく戦利あり主の為を擒とす主之を誅して
磔とす勿羅尼亞其貴族を將して六万人を以て「コサツケン」

八千人をかくて共々「テメトリウス」に救く「雷際」の主「カール」
「テ」子「エゲン」テ「魯西亜」を援くと云主「ソステイ」思はく「他国の軍」
吾国に入るのり安すまよぬりと乃之も敢せず「テメトリウス」
獨自衆を誘ふれども「魯西亜」の人漸志を傾る者多し即
是眞の「テメトリウス」と思ふの故なり加之「勿羅尼亞」の大家皆
亦専ら之を直まうとすも以ち「主」の軍十七万の兵何し然
共戦竟し利何らの兵皆大に減少す乃主退て「モスコウ」に入り
餘兵五千人を「ボスコウ」地名未詳止免て敵を防りしむ「テメトリ」
ウス」急し軍を進免て「ボスコウ」を圍て之を攻む城兵之を支
るの能はず悉く「テメトリウス」に降る「テメトリウス」魯西亜

を伐て勝利を収たり且「魯西亜」の將「マサルキ」勿羅尼亞の軍の
為に槍をせらるゝ其所屬の兵五千人皆亦「テメトリウス」に降る主勿
羅尼亞の槍を安撫して送り返し且彼「テメトリウス」を援る兵
を退けられんのを請ひ其欲す所を隨て贖金を贈らんと云是
を於て勿羅尼亞の軍「モスコウ」より五十里の外に退く「テメトリウ」
ス二千騎の士を「セント」に贈る是先の「テメトリウス」の寡婦を
迎へて吾偽を覆んぬる為なり其後微行して「セント」に來
りて密に其心事を相語る吾將日伺ひたり魯西亜の「ケイセル」の
位を登るべし即時汝の女を逐んと云彼主亦魯西亜に仇を報せ
んぬるを思て之を諾し乃婚姻の約を為す 慶長十四己酉年

主「レイフランド」を雪際垂贈りて接を求む彼主「カアレム」五千
の兵及騎士其数適く之應ず勿羅尼亞五万の軍を以て「モ
スコウ」を伐んとす又其属列「カニイキ」を以て二千の兵を出して
之を加ふる乃直「モスコウ」に入て大之を伐つ主當るの能はず「モ
コウ」を棄て「スモレンスコ」に遁く乃「モスコウ」の内魯西亞の兵一
人またま至る獨「モスコウ」の大臣「セハイリ」止て之を防ぐと雖耐へ
ず亦遁れて「スモレンスコ」に到る勿羅尼亞の主「シギスミユトス」
二方の軍を將めて「スモレンスコ」に向て之を改む主「ソスケイ」終
之に降る「ブリスラフ」「ロストウ」の二列「テメトリウス」に服す
慶長十五庚戌年「テメトリウス」三四の列郡は主となり乃先偽主

の寡婦を迎へて僭りて魯西亞の尊号を奪ひ自ら東西
法教の帝と称す「モスコウ」はまたも者なきを以て其郡縣
多く之に従ふ雪際垂「テウエル」は入て陳を布き「テメトリウス」
を伐んとす時は大雨ぬるの三日夜急は軍を解す乃其戦
利は「レイフランド」に退く魯西亞の將軍「スコビン」即
降主「ソスケイ」の甥なり大倉廩を閉ひ「モスコウ」の荒
廢せる飢民を救ふ国人大は其恩恵を感し之を尊稱す
て都邑の父と云大臣親戚之を獎ち「カサアル」は立んるを高
議す降主「ソスケイ」之を知りて竊は其甥「スコビン」を主殺
す勿羅尼亞の主「テメトリウス」は自恣するは惡む時は彼

聘礼使節の者を見て多之を嘲笑す其意彼臣をして主を
疎せしむるに在り之を困へば大小の臣僕漸く去らざる者多
し是を察して「テメトリウス」姑く「セルドニル」の地西韃に遷り
處て士庶を誡んじりも思ひ先其地理を檢察せむと欲して後
者數騎をして微行す然とも其途は宿怨ゆゑ者をして殺す
之の爲道路を殺さる夫當今魯西亜の國文の一大戦闘觀
場と爲る「テメトリウス」の去ては遂に勿羅尼亞と雪際亞と
相争て之を取らば是を捨て降主「ソスケイ」竊に通れり寺觀
入て潜居す勿羅尼亞其子「ラヂスラウス」を推て「カサアル」を
んとす「モスコウ」の大臣親戚之を如何とすもの能はず即ち

其位を奉す

○ウラヂスラウス 允魯西亜古々未嘗有の不正の主又未
嘗有の無名の戦い且分割せる國体と云へ奉て以て嘆す可き
哉「テメトリウス」領せる州郡を勿羅尼亞を奪る若其僕從せ
ざる者悉く之を屠る勿羅尼亞素羅瑪の法教を宗とす然
る今ウラヂスラウス位は即ち及て厄勒西亞の法は犯れ魯西
亜の「カサアル」の号を授るの能はずを以て乃其國法は依て厄勒
西亞の教を授り即位す「テメトリウス」妻「マリナ」男子比衣
服を着し丈夫の状をなす「コサツケン」の人五十騎を從へて
西韃に到らんとす其夫の死後幾日か男子を生む其父比衣

を嗣いで「テメトリウス」と云今之を「三偽」テメトリウス
所領の地は處らむ按ずるは是モスコウは近き州邦なり「聖職のモスコウは隣にあり即マリナエの所領の地
も亦此所領の

凡モスコウも主より三年は及んば獨り「テオ
ドルス」スリスラウ」る者縣邑を統へ治る者有り即其下
三部は分る其一は法主有り「テオ」宗廟寺觀の属する所なり其
二は「サカリアスリツヘノウ」の治るに及び「テメトリウス」テウエ
テ」の「テウエ」テとはオニ世を云ふ領せる所の分なり其三はウラ
キスラウス」も不属あり即勿羅尼亞と士卒六千人來り城
内城外に仕する者あり但其法教の異なり為「モスコウ」と
時々爭論し「テウエ」を斷争ふ乃其寺觀勿羅尼亞

宗は非ざる者は鳥銃を以て浮圖伽藍を破り火を放ち悉く灰塵
となす降主「イハノウイス」ソスケイ」寺中々を求先出され擒とる
後獄中に死す魯西亜の人勿羅尼亞の貪戾殘虐を惡んで彼父
子の主を密に嘲りて老狗弱狗を以て之を呼ぶなり然る勿羅尼亞
亜の人モスコウ人と毎に相争ひ相惡んて闘競止むのなき「モスコ
ウ」の人性勇悍なり故に勿羅尼亞の人時々困辱せらる者も竊
に放火して以て憤を散す因て時々火災有り一日風有り火一處
に起りて未幾は四方に起る風烈を煽燦し竟に止まず遂
に「モスコウ」の都下十八万家未だ昼夜をさるる盡く焼くす
只城壁石壁石橋の残れしはなり即無數の焦死道路満

て灰燼に埋むたり雪際亜の縣令主は生じて云「フレスコウ」勿羅尼亞の島州
の人あり其人と名する辨口利舌能く談論す自言言是「ヨハンニス
バジリテスの子真の」テメトリウスと名すると主召て之を見る時
彼魯西亞の再真を助けられんことを請ふ主乃之を審みて
其偽るものを知然るを今「コサツケン」のゆゑ幸は其才を識
ん為ふ彼軍中を裁くも一日敵軍に當りて命を失はす是則
筭四偽「テメトリウス」の交を回「モスコウ」の外邑の一書生なり
慶長十七壬子年雪際亜の「ヘルトク」即公ト云「カアレル」ヒリツフ即
主の次子なり嘗て私魯西亞の「カザアル」の位を奪んるを謀
今年主「カアレル」子「ケンテン」病亡す長子嗣て主とす是疾

て「ヒリツフ」主と説て魯西亞を伐んるを議魯西亞の大臣親戚
先主の正胤たる人を求て「モスコウ」主たりんるを商議して
廣く之を探索す即羅瑪に到り「ケイゼル」マツチアスに請て之
を撰む但彼胤衣向の人稀なるを歎す其自ら是なりと云者
何れん亦「テメトリウス」の執事なり此時勿羅尼亞の軍師「ソ
リキーウス」も者其線綫の中を一少年を奉て主に告て云
是「ロストウ」モスコウ北隣の列の者なり「法堂」是人の女黨の國なりと主即之
を出して別一僻處を去て之に居らむ時主十七即「コサツ
ケン」の主人なり彼軍に従ふ兵卒なり魯西亞の大臣之を傳
聞し急は羅瑪帝之を告く帝之を詳審し得て乃勿羅

尼亜、余、彼少年を魯西亞に送り、並に大位を假さしむ。
勿羅尼亞初免以謂く少年を敵地を國獲す。処の者なり。乃
脱す。之を難す。然共原其罪。非ざるも。以て固
く之を拒むの辭を得ず。且其大位を亦以て久持す。之を
係る。則終は皆余に從ふ。是に於て魯西亞の大臣親戚之をモ
スコウに迎て魯西亞の主となす時。
慶長十八癸丑の
年なり。

魯西亞本紀略草稿卷之一終

魯西亞本紀略草稿卷之二

○ミカアル、ヘドロウイス、ロマノフ、父を「ヘドルニキタ、ロマノウイス」即
先主「テオドルスイ、ハノウイス」の従母兄より、又其妹の夫なり。初免
モスコウの高官より、後「ロストウ」の法堂の法主なり。今「モスコウ」
の法堂は移る。母を先主「ヨハン子ス、バシリウス、テ、テウ、テ」の女主
初免「モスコウ」に入る時、雪際を妨ると雖、其守護固く、之を
以て竟く恙らざるを得たり。慶長十八癸丑年即位す。先
勿羅尼亞の侵せし地、疆界を固く、其餘都邑の修理を専ら。次
は羅瑪の「ケイゼル、マツチアス」厚く聘礼す。第三偽「テメトリウス」

の子「テメトリウス」テ「ウエエテ」及び其母「マリナ」を誅す又此後四十年は雪際亜の都「テメトリウス」称する者來るのり雪際亜三百人の士を以て「スモレンスコ」の成役を増す雪際亜の公「ヒリッブ」カザアルの望を失い其主と共に勿羅尼亞と和平して魯西亞を侵すのを謀る 慶長十九年甲寅漢義利亞と和蘭との二國へ聘使を遣す按すふ以二國と交を通す者以時を始とす是雪際亜の爲に豫先備ふるなり各國の地勢を察し之を謂ふ勿羅尼亞既に犯す所の「カザアル」の位を除くものも憤りて雪際亜と和して共に魯西亞を侵すの謀計を圖り且「スモレンスコ」の成役を増すの三陪す 元和元乙卯年雪際亜「フレスコウ」は三方の兵を加へて軍を出せり魯西亞軍を

出さず之と戦ふ而して未だ利あり 同二丙辰年勿羅尼亞私に魯西亞を説いて雪際亜と和平せしむ乃ち「ヂウエリナ」誅す於て會をもす即今に至るは十五年の間互に干戈を動さずの事盟約をなす主領敗す國を凌て虜を起し絶たざるを継ぎ力を盡し國を治る民を安せんものも動む乃ち日とて安處するものもく知焉とて修理經營す且其國を併せんと欲する者只勿羅尼亞雪際亜の近き不在はれり都尔格西韃等遠く之を望む者何し今再び帝号を新ふるも以て各々面々服従の色を見すと雖悉く私に陵犯の意を合むるを知る故に其疆界の固を嚴すを以て急務とす「サモエデン」西細亜の北西

氷海の濱昔西古來へイデ子有像の神と尊し和意吉祥を禱と云

法教を宗とせる国なり主厄勒西亞の法教師も差して其教

化せしむ又此国金山多し乃汝瑣尼亞入尔馬尼の鑛工余して

之を鑿らしむ多く金銀及び諸金を得多し主嘗て其父

の友なる人の女エウトシヤルカノウナを室とす今茲 寛

永七庚午の年彼三月十七日男子を生む名をカサアレウス

アレキシヌカエロウストと云 同年彼九月和蘭の舶來る

是交易併に主の生男を賀すも為ふ聘使アルベルトクウン

ランドホルクトヤンヘルトリールなる者も以てす舩船六月

十日よりテキセルを発して八月廿日アルカングルと云き九

月八日「モスコウ」も來る即文武の官人数百騎を以て之を迎へて

客館に入し十月廿日都城に入る其聘物貨品及び送迎の儀を記す

見れば時主及び侍坐する者者尤詳なり今之を略す只其堂上相

の服章を採録す此 主堂上於て二使を見る主玉座上坐し金

羅沙の衣を着す冠悉く真珠を以て飾り其天頂を大テヤマン

テンも安置す手は金策を持たり即主の父なり「ハルトニキ」を主

の右の玉座上坐す法衣を着し金果冠の天頂は金の縦横斑を

立る者も戴し主の左の座上る金色の方錐形を置き玉冠を其

上は加ふ是則假し小兒鬼ガザアレウス又主の位下は四童子あり玉坐下の

四隅に立つ皆白帽白衣を着す各口肩上は金斧ををり金絲

連を頸に懸け胸前は相交へ其両端を垂たり又法官の笏

四品より者十五人傍ら侍す又堂中四壁諸臣圍繞す一臣
西使小主の言を傳へて「ハンドキツセン」是和蘭語即二人各一
手と出し其四指を伸て
相合し互に握るを云乃各和
睦の意を通すの義なり
而下りて入る 翼辛未年彼十一月廿八日和蘭使聘を遣はし前
禮を報す勿羅尼亞前よりチウリナ^ル於て盟約をなす^ル雖其
子帝号を廢せしむるを惋惜し魯西亜に備たる軍を退し^ル
なく其疆を侵すのをも止多す且彼國の法教の師を竊く吾
邊除は近けて亟り小人民を彼の教に導き入れて惑乱せむ
寛永九壬申年主スモレンスコ小十カ兵を置く然^ル共勿羅尼
亜の爲に數敗らし且西韃之を来し其邊除を侵す魯西亜の

將帥「ミカアル」ホリソウイスセヒン「副將」イスマルゴツセン「共に罪を悔
たり」 寛永十癸酉年法主「ヘドルニク」主小訓て云凡國小君は
る者ん自持すも博愛の心を以てすへ古今近隣と相争フ者
は假令一具利を得ると雖去能く久去有つ者鮮し吾目數す
執ふを以て之を堅ふ「フウトル」即「テオ」「ボリス」「テメトリウス」ソス
ケイ「ラチス」ラウス「俱」皆人を愛す心なき者なり^ル如今博愛
を以て自持すの時則豈勿羅尼亞の殘暴小相似る可ん乎夫
凶器を以て威を示すや仁術を以て徳を施す如さるや^ル此
訓を服膺し^テ専ら和平を主とし^テ諸大臣と常小只此事を
高議す 同十一甲戌年彼正月勿羅尼亞と和平す「ホルステ

イン入京馬尼亜の属の主とを使聘を來し且巴尔西亞の主魯西
亜ふして公爵の國使聘を交へアルカンドル貨船を通せん事を欲す此
意を傳ふ主之を許諾す主勿羅尼亜の主ラヂスラウと和
睦しく交を篤くす只外邦の防きを相助くるははるる國內
の治術小松ても亦相議すふ至れりラヂスラウス素虎狼の心
あり今博愛の徳小化する者自然と斯の如く主吾國の政治を
新し國人咸く之を悦ふ又近隣と情誼を篤すもを以て皆之
を信服せり其餘徳義を仰望し且之を敬畏する者多し是を
以て使聘を通す國亜細亜の地及へりコサツケンの如き毎
小勿羅尼亜隨て屢く吾を侵すと雖即今勿羅尼亜と和睦

せしもを以て吾之を制戒を設けすと雖彼自ら之を憚り且西韃
都尔格等も亦頗る之を恐るふ至る 正保二酉年彼二
月十二日主病亡す時年四十九國人悉く之を悲歎慟哭す皆
其父を喪ふの如く 凡魯西亜數百年來未だ斯の如き徳化普
く下民及ふの主の如きもも子女あり王子プリンスを云カサ
アレウイス、アレキシス、ミカエロウイスと云プリンセスを云王の女イレ
サと云此女「ホルステイン」小婚約あり未だ嫁せりて没す「プリ
ンス」位を嗣く年未だ十六未だ故小其母政を輔く母を
西洋を周歲を以て年紀を
計ふ故小未滿と云なり

○カザアレウイス、アレキシス、ミカエロウイス
プリンス位小即く

○
魯西亞先王の禮を審みし之の依るる左の如し大廟に於
て即位の禮を行ふ先モスコウの大廟の堂に三階の段を
設く其上に坐登几即椅三を列す一ハカザアルの坐とす一ハ
法主の坐とす一ハカザアルの法服をまき即真珠を以て飾
る帽子と華蔓繡の上衣を精好のサアベル各の皮を以
て純とす者あり此二種の間に一櫬を置き之ハ「按主の祖
父なる者」テ三品の教師教人も從へ
てプリンスを偕りて寺觀小至り大廟に入る廟下乃歌樂を奉
く法主先づ壇上ニ登りて一登ル坐す歌樂止まる乃法主法言
を以て神小告く即チ親を親とし隣を和し國統永く今日此

如くさらんと云の義を以てすものなり而して補佐の臣プリンス
の手を擡リて法主の前ニ對し階下ニ拜し曰「プリンスの
諸臣先主の諸親と謹ニ議して通法ニ依て即父子相續を云」プリンスを
位ニ即シし先んとす「プリンス亦謹ニて先王の法服を授ルるの
を請ふと是を於て法主「プリンスを壇上ニ進ル先坐ル登リ居ラら
し先乃「テチャマントの縦横珽を其額ニ當テ神を念シ禱ス
併ニ次ニ教師一人禱ス辭も唱ス即諸王の王ハへハの意も
述スるも」併ニ次ニ教師二人登上の帽子と上衣とを取リ侍
臣四人階を升リて其上衣を授け「プリンスハ被セしハ法
主再ハの縦横珽も其額ニ當テ再念禱ス之ハ帽と冠とを

戴カレたり乃先主とプリンスと神との名を称して念禱
す三即禱又古の諸聖人賢哲の名を称して又念禱し
畢り四禱座座處し少焉して再ひ立つ時は再歌樂を起
す其歌を闕る不嗟乎鬼神万民不仁あると言を以てす
樂止んてほ「カサアル」座處す乃教師一人登臺和蘭にてアルタアル
と呼ぶ所の者即薪を積み火を拜して頌して云天神吾カサアルを
と燎して天を祭る高皇祐け魯西亞の先王の靈万民を憂隣し康寧長壽なりし
免んと云次不堂中諸人同声不此頌を奏す然後「カサアル」して
手を以て堂上の諸臣の額を撫し且「バンドキツセン」を唱す
是少於て法主階を下て反て「カサアル」を向て謂ふ云又大國

を有ち尊号を妻る者全く天神の仁徳に依り故に法教國
政皆天の順に仁に依る教を以て民を正し政を以て民を養
ふ所以の者なり凡治道を万民の由て歸す也なり今天之
を尔に任す其職を重とす如夫苟も事ならず輒必天意
を顧るべし天意を知ると欲せし則須く古の厄勒西亞
の法を信して以て邪を閑き正を奉すべし是則政を為の本
なりと教戒し了て又念禱す「カサアル」之を拜す乃堂下歌
樂起る「カサアル」と法主と各路を分て寺門を出つ出訖て樂
止む即位の禮畢る是古禮を用る者なり原書即位の禮を記す者甚多詳たり今記す者
を其畧近世用る所々少く之が異なり即「ペトル、テゴロアテン」

の新修せる所の者なほしむる即位の後八日主の母病亡す
之に因て其親戚遠く都を隔たる一州の主たるボリスイハノウ
スなる者をしめて都を召て政を執らしむモロソウ主の親む
小善柔を以てし威を假る小婚姻を以てす即イリヤダニロウ
スモロソウスキなる者の女を主小樊先て室たらしむ乃
正保四丁亥年主モロソウスキウ女を入れて室とす其八月の
後モロソウ主の室の姉を迎へて妻とすモロソウ其外舅
モロソウウキス刑官レボンキステハノウイスフレツエオウなる
者と大政を相摂す即三師と云ふこと之を三摂官ト称す然るも只
倉廩を賣るのを急務とす生民を養ふのを忽畧す

故を以て先主寛仁の政日ほらすとて収斂苛刻の政を變せ
りモロソウ素収斂の意なし而も今大府の官ナサリイハ
ノウイスキストウヒイテルテイコフウイスと云二人の言を用て鹽
官を置て新量を制し之を以て官府自ら鹽を賣る又鐵
を以て新度を制し鷲文を刻し官尺と号して四方小
頒つ舊度量を用ふる者何れも重贖を以て之を罰す斯
の如く諸列を收納す所の塩價罰金数日なほらすし
て官庫小収る所允數千金小及屬ブレツセオウ刑官を司
て犯罪の人を罰す其罪の輕重小隨て一小金を以て之
を贖ふ是に於て諸民大に困迫し都下より出て愁訴す

共敢て之を聴者なし時ハ 慶安元戊子年彼七月廿
主祭祀の事何りて宗廟行く其還路の傍に困民群聚し伏
て困阨を歎く「フレッセオウ」後ハ從ふを見て困民之ハ近
つくとす彼急ハ馬を奔らせ直ちハ遠處ハ逃る困民乃「モ
ロソウ」「フレッセオウ」「テイコノウイス」及「チストウ」ウ家ハ聚て之
を墮つ即皆門を倒し屋を破り衣服を裂き財貨を擲ち
其状皆醉乱狂躁其勢鬼陣魔軍の如し塵土空ハ飛ハ煙
火ハ傍らハ起る但酒厨を開いて群飲す其ハ其餘ハ
秋毫も犯するのなし此時衛兵官更徒ハ遠く望て一人も
近づく者なし深夜ハ至て尚且止るのなし「モロソウ」「フレッセオ

ウ」「テイコノウイス」發遣亡す獨「チストウ」を得て杖を以て撃
殺し之を糞中ニ投じたり主還て即時三横を召す未し乃諸
官と之を議し「且ある習七日主大臣」ニキタ「イハノウイス」ロ
マ「ウ」ハ余し之を鎮免し主素く其人仁愛あり「特ハ下
民を憐むるのを知るの故なり」ロ「マ」ウ「困民の長を官ニ召て之を
見て慘然とす冠を脱し徐々謂て云「カサアル」初て汝等の
積愠を知り大之を憫む故ハ余し汝等ヲ欲する所を聽て以
て其愠を解んとす」困民對て云「恩若カザアル」寛仁の詔を示さる
即野人等放心狂乱方終ニ安しなり但野人等ヲ欲する所々三官人
の罰のこ所謂ボリス「イハノウイス」モ「ロソウ」「レボンチ」ステ「ハノウイス」

フレッセオウ^可ヒイテル。テイコノウイス^{ナリ}前主の統御して新^ニ成せる大福地を忽変して苛^ク刻^ク貧窮の國となり是即三構官^カサアルを囚となし上^ニ奉ずるを名とし^ク実^ニ下^ニを刺し急催暴斂以て其獲る所を縦^スす^ル故^ニなり。ロマノウ曰汝等^ノ欲する所理^ニ當れ^ル即^チカガアル^ニ奉^ル速^ニ此三人を罰す^ヘと云^ヒ此^ノ先^ニ既^ニ逃^レ亡^シの三人を求^ルる^ニ即^チ日^ニフレッセオウを得て市^ニ出^テ衣^ヲ裂^キ脚^ヲ縛^リ道^上を曳^テ後大刑^ニ行^ハモ^ロソウ^ノ夜^ニ竊^ルロマノウ^ノ家^ニ来^ルロマノウ^之を^一室^ニ匿^ス八日^テテイコノウイス^モスコウ^ニと^シ二十四里^ヲ隔^タる^處の寺觀^ニく^リ尋^テ子^ヲ得^タる^也市^ニ出^テ斧^ヲ以^テ首^ヲ刎^ルロマノウ

主^ハ出^テモロノウ^ノ余^ニて^テ收斂^ス所^ノの官府^ノの金^ヲ出^シて悉^ク困民^ニ還^シて^テ乃^チモロノウ^ノの官^ヲ罷免^シ仕^ヲ致^スむ^ルモロソウ^ノ都門^ヲ出^テ時^ニ困民^ノ路傍^ニ拜^シて^テ方^ノ歳^ヲ呼^ビコ^ロス^ラウス^ヲ内政^ヲ司^テ外事^ニ與^ラず^ト雖^モ官^ヲ罷免^ス乃^チ仕^ヲ致^ス

意^ニ按^ズ小野人官^ニ對^シて^テ攝政^ノの罪^ヲ論^ス小直^ノ一^ノ憚^ルる^もなく^テ又^チ既^ニ自^ラ恣^ニ三公^ノの家^ヲ墮^ラす^大官人^ヲを殺^ス一方^ノ其餘^ノの三人^ノの罰^ヲを説^ク實^ニ天^ノ代^テて^テ罰^ヲを行^ハむ^云へ^キの^又ロマノウ^ノ彼上^ヲを犯^セる^在蕩^逆乱^ノの民^ヲ待^ツ者^斯の^知き^テ即^チ上天^ノの心^ト云^ハ手^ヲ欣^ム或^チ然^ラず^シを三日^ヲ

出するに因政更正しく民萬歳を呼ぶ都鄙詳證をも
得るべし也

数年前魯西亞の属州オログタと云ふ住せる布商の子「チモス
カ、アンクナナ」と云者嘗て州中の学校に入る其父彼を凡庸小
非すとて懇に教師に托す長く文才学識あり法官の
四品の教師と善友なり教師之を愛し其女を以て之に妻す
教師死しては其餘財を得たり其内珍奇宝貨あり之を沽
て数千金を得たり一子あり今尚幼なり之を信友の子と其
後一日深夜に及んで妻を小室に置いて其戸を鎖し自火を放て
家と焼く夜に乗じて逃亡す近隣「チモスカ」と共死せりとす

時小 寛永二十癸未年より後「チモスカ」臣僕数人を従
へて勿羅尼亞の都に來り云く吾も是魯西亞前代の主
「ワシリウス」「ハノウイス」「ソスケイ」「ウ子」「イハンソスケイ」なりと
又或ち之を真とする者あり幾日たりたりと公る後歐羅巴
の諸国州郡を経歴す彼諸主或ち疑或ち真とて頗る
善遇する者あり雪際亜の主の如き殊に之を友愛すも其
原書諸国列のりも時小魯西亞を諸国に使す人之を見聞して
詳し今之を略す帰りに之を告ぐ「ホルステイン」の主彼偽なりと知り捕て獄
に繋ぎ其事情を審すその年餘りて擬議已定て
承應二癸巳年「モスコウ」小之を送る乃都外に之を刑す即ち

大斧を以て先四肢を分ち斬て後頸ハ至ル各柱頭ハ釘貼ハ
て刑場ハ小之て餘体を犬ハ殘食せしむハチモスカハ後者コスカコ
ニコウハ者自ら其主ハ代りて刑せられんハを請たり法主
之を聞て甚憐む是ハ因て彼ハ右手の三指を切りて石弊利
亜の遠島ハ流す此後日ハすハ勿羅尼亞の使聘來りて
此刑場を見て頗る不平の色ハ來又一廢物を出す是亦勿
羅尼亞の養ひ成す所の者なり後ハ記するを見入ハ勿羅尼
亜の主ハチスラウス亡す其荒ヤンカシハ之を嗣く其先主ハ即
の寡婦を以て室とハす勿羅尼亞の前主魯西亞と和平の時年
毎ハ許多の金を貢せしむを納後數其貢を懈り且漸く其

疆界を侵す然ハカガアル之を貢す且怒らすハ稍其辺
際の戎役を増て備を專ハす後又雪際夜亦吾疆界を侵
す是ハ於てカガアル遂ハ軍を出し二国を征す凡七月
はハ皆和平す此軍事其地名交戦等ハ未詳コサツケハの主
ステンコラゲン交易船ハ兵を伏せハウラルガ大川即北高
り北高海ハ到りヤイクの辺ハ上て陣を屯ハ其土人ハ賄て交
易を通ハ以てアストラカン魯西亞の屬国の國ハシヨルテウスと云者
小親近ハ遂ハ迫て急ハ攻む司縣防ハの能ハす其所屬の
戍卒を從ハて之ハ降る此ハ於てステンコラジン北高濱を侵
伐す魯西亞の軍帥アレキセイウスドルゴリュキハ一万五千餘

の軍も卒して「アストラカン」を行く其道傍西韃小向ふ岐
路毎々各三十四五十の磔の列を見る皆「アストラカン」
の成卒なり主人の説も聞か未だ三月の暮りて人を
殺すの二千人も迎へると云是悉「コサツケン」を懸る所の
磔なり主大軍を從へ「サン」魯西亞の
属国なりに到る軍將「コンスタン
シス・サルバドフ」彼戦死の成卒多きを告ぐ是則「アストラ
カン」の司懸「ヨルテウス」所屬の成卒なり「コサツケン」此地小
出て陣を布く主の軍之を征す即戦て大勝利あり然吾
人の刑殺戦死する者殆十万に到る主其人を殺すの甚だ
きを憂ひて大に歎息す「コサツケン」の主「ステンコ」アストラカン

の司懸「ヨルテウス」及其弟「ソルカ」を縛りて魯西亞の軍中へ送
り罪を謝し和平を乞ふ魯西亞此二人を大刑小行い終つ「コサ
ケン」と和平す是を先勿羅尼亞先主「ラゲスラウス」の特別
小新なる「テメトリウス」を出す是曾て魯西亞の帝位を除
かたる遺恨の尚且散せざるを以て之を謀り為す者なり即
ち「カサアル」の号
を稱し乃其名位を假りて自ら魯西亞を併吞せんとす此
「テメトリウス」容貌魁偉小く俊才多智年二十五六なり其
背小識文あり「サムボルグ」と云勿羅尼亞の小縣の温泉小浴す
時小人多く此識文を知れり其地の司貨の官なる人之と詰

て其文を問ふは自詳なりと云又魯西亞の法教の講師と浴
を共ます又其識文のこの及ふ且其文字異体なりと讀難
講師熟考して之を得あり即「カザアル」テメトリウスの子「デメ
トリウス」と云字あり後勿羅尼亞の都に來る前主「ラゲスラウ
之を見て眞の「テメトリウス」なりとて親友の交を結ひ喜
西亞の近き地の「ガリユガ」と云小縣をよみて之を處らむ或
云偽主「テメトリウス」實を「キリスカウトレバア」と云幻術の人
なり今出ある「テメトリウス」を彼魯西亞を縣去て後「センド
ミル」に生れたる子なり又云此「テメトリウス」を魯西亞の法
士「ゴサツケン」の賤民の子を以て「センドミル」の子即偽「テメトリウ

ス」妻の生る所なりとて父の名を嗣ぐ先即一染不脱の液
を以て其背に書きたる者なり思ふ偽主の子なりと云者
非なり彼を先主「ロマノウ」即位の年母と共に誅せられたり
独賤民の子なりと云説を近き小似あり又「ラゲスラウ」之を
眞なりと云者女姦を設る者なり今勿羅尼亞の主「カレヌル
魯西亞」と和平す及んで先主の養子なり五偽「テメトリウ
ス」を「塞小レサン」に送る「レサン」は雪際魯西亞のの都に送る先主「ロマ
ノウ」の紀平十年の後雪際雪際魯西亞の主亦魯西亞を憚て「ホルステイ
ノウ」に送る此主之を獄に繋ぎて魯西亞を告ぐ後使聘を通す
る及んで魯西亞に送る即「モスコウ」に於て大刑不行ふ

其刑布商の子を刑すと同一故に今畧す凡勿羅尼亞里都尼亞
テメトリウを偽る者此紀に至て盡るなり
と相和して魯西亜と外防の事も共に相接んるを請ふ
魯西亜之を敢せず西韃ウクライ子ウクライ子
魯西亜と勿羅
尼亞と西國に分
ち属す大地なりを侵す
十四日小満して諸縣を残暴し又勿羅尼亞の「ウルマン」を取
り又西韃の「キリメヤ」黒海に差出
た島なりを伐ち西韃之を防ぐ又都尔
格モスコウ小向をんとす主軍師「ドルグルキ」を以て之を
遮らしむ「ドルゴリユキ」軍を發して之を伐ち凡三年かして
未利ありし主「プリンス」アレキシウスを嗣子と定めて
モスコウの大殿小主たりしを自ら大軍を從へしりて

「ドルゴリユキ」後小備へんとす勿羅尼亞魯西亜と共に都尔格を
征して「ウクライ子」を完ふせんと議す且「ウクライ子」の内魯西
亜小属せる所の「スモレシ」と「キカウ」とを勿羅尼亞の属列して
其年貢を魯西亜入んるを請ふ主之を許す時 寛文十甲
戌の年なり

以下五年の間都尔格「コサツケン」西韃等各交戦り魯西亜
亦之小與る且雪際垂く魯西亜と少く間を生ずる等の事あり
と雖其地名等未だ詳なき者ありしを以て之を略す
延寶三七卯年主病亡す年四十六初室三男六女を生む長
男「アレキシス」早世す二ハ「フウトル」アレキセウス三ハ「イハン」アレキ

セウイス長女ハ「タシヤナ」ニモ「エウドキシア」ニモ「アンナ」四
モ「カタリナ」五モ「マリア」六モ「ソヒア」ナリ。室病亡シテ後
貴族「コリロツプナリスキン」の女を再室トす。一男一女を生む
男モ「ペテルス」テ「ゴローテ」女モ「ナタリア」ナリ。此主の如き魯
西垂於て稀世の才徳あり。常小三夢言を以て國人小示すと云
「カザアル」博く士民を愛し法令に從ふ者を愛し親子兄弟
夫婦朋友ト相和する者を愛す。又常小病喪を負、鰥寡
孤獨を救済す。皆其慈用を限る事なし。勇有て干戈を
動さず。○をもせし。只士卒をも戦ふに便捷ならむ
故小近隣をもよく充恐れ。も嘗て外國及び西細亞中の軍

師兵士を招て武学校に於て吾將士を交へて卒伍を練り
交戦も習え。も且其餘カある時を法教の大師をも
其大意を訓導す。も異邦の人をもよく吾邦の道も曉知せ
しむ。凡人を教ふるに幼稚よりす。故小成童よりして六藝云ふ
通する者多し。其子女の内尤才徳備る者三人。玲瓏たる
珠を聯て相暉くる如し。其英雄の如く大量ある者カ
「カザアル」フ「ウドル」ナリ。其美姿有て智量究りたり。治術は長
し。たる者カ「フリシセッス」ソ「ヒア」ナリ。其人君たる大度あり。才
藝智術を備へ英雄の如く勇壯士卒を養ふ者カ「カ
ザアル」ペ「テル」デ「ン」ゴ「ローテ」ナリ。長子「フウドル」位を嗣く。年十

八明曆三丁酉年生れたり

○フウトルアレキセウイス

即位の後自ら大軍を卒して

都尔格を征す即「テライヘル」大川涯小陣を布き我を交へて数

利あり勿羅尼亞都尔格の戦小乘して魯西亜の地を侵す魯西

亜勿羅尼亞を征して大勝つ主軍を卒て彼地に入る勿羅尼亞

亜之小當るの能々す遂小罪して和平を請ふ主之を許す乃勿

羅尼亞約帖を奉す曰く一是も初十五年間干戈を相動

す可からざる此約をなして既小二年を経たり今も後尚前

約を守りて必是を背くことせず一「スモレンスコ」キウカウの二列

先帝吾邦の所屬とよますの事を許容す自今以後須く毎年

二十万のルヘル金貨を貢して以て盛徳小報すへ

此餘兩陣捕獲する所の擒當り互小之を還すへ一又若志都

尔格西韃等の役所の時も互小之を相援くべき款の條あり

今之をも略す

主西韃と戦て「コサツケン」キリメヤの辺小到る西韃大困死らる

彼カム西韃の言と云のめり遂小和平の約を請ふ主之を許す又都尔格と

戦て「カットマン」セホルテ歐羅巴の内都尔格の属国の中小河一名あり是

小到る乃歎地を於て和平の約を為す按すは是英格主風く軍旅

の事小係て他邦小劬勞するもの五年未嘗て寧處すものなり

一今四方和平すもも以て將士少卒の勲勞を賞し或を其

采地のりも詳す又モスコウ大小の家を悉く瓦屋瓦牆
とありす母小墻瓦を厚くして立体方長横小置て 延宝八庚申の年
大臣ホヤアルシモンイハノウイスガボロスキウ姪「オビミヤロウテ
フスキ」を室とす同年室病亡す勿羅尼亞貴族の女マリヤマ
テエオウエウフラシ」を再室とす主勞熱を発す主の妹フリ
ンセスゾリア」嘗て法教を信して寺觀に入る今主の疾病な
るも聞て出て之を省す即親自之を杖持して其疲困を助
け且近侍の者を勞ひ憐れ又只一切療用の事を指揮す
のいなき内外諸政亦悉く主の代て皆之を聽く主病痊
す終つて終つてす子男なし次の弟「イハシ」眼病且痼疾有り政

を取らば以末弟「ペテル」尚幼なり故其姉「ソリア」之を補佐
して位小即け國を嗣がむ

○ペテルアレキシイウイス 主寛文十二壬子年彼六月十日生
る今茲 天和元辛酉年十歳が即位す其姉「ソリア」國政を
輔く主幼かりて敏捷允歐羅巴大洲諸國の言語も通達たり
貞享三丙寅の年都尔格魯西亞の辺際を侵す主年十五始て
軍を奉て之を征す乃其辺疆の成役及其地の土民の家々毎小金帛
をふりて軍陣の備を賑給す 元禄二己巳年石弊利亞の地子
ルトシキン「イモイ」の内子ルトシキン城壘を築き支那との
疆を固くして此處々々睦隣の使節を北京と相通す

同三庚午年石弊里垂の西除「ワルテリヤ」小城壘を城く 同九
丙子年都尔格の地「アソップ」を後へむ 同十一戊寅年都尔
格及び西韃と我ふ皆之小勝つ西韃退く 同十二己卯年都
尔格と和平す 同十三庚申年主余して兩大河を通せむ
其一も「ウラルガ」と云「モスゴビア」國を東の方亜細亞及へ
る大長流の河なり其末北高海に入る其二も「ドン」と云「ウラルガ」
の西小なりて其末南の方大海に入る此兩河共小十四里許の南
北小平行して南小流る地なり其相距るの三十餘里但各支
流よりて相近く者なり主之を審ふして彼支流の便なる者
を兩處小求て各之を決して其流を通せしむ其功三年にして乃

Retersburg

成る之小因て巴尔西亞應帝亞支那等の交易の貨物を相通
するの便利を以て國家を士民小至る迄利益を以て其
大なり 同十五壬午年雪際垂と和平す乃「インゲルマンラン
ド」を治す此地曾て魯西亞の屬國して旧名「イングリヤ」と云百五
十年前雪際垂之を侵し取りたり今年之を還す乃旧名
小復す 同十
六癸未年「イングリヤ」の海港小城郭を築て新都を建つペテ
ルスホルクと名く其地の利を論するの須なり土木工匠
の善美を盡せる者凡遠近の諸國之小双ふ者なし旧都「モス
クワ」と相隔るの直径凡百八十里許其間の曲路を開て之を
直し一條の大道をなし里亭驛舎等の如き其往還の便

置設る者小至て尤能く備はり今時四方詳謚國家太平なる
を以て都鄙の庶民主を尊敬して「ハーデル、テス、バーデル、ラント」
と稱す此語魯西語より和蘭の譯語なりハーデルを父なりテス之の義なり
ハーデルラントを人々の生國と云義なり即生國の父と云義なりて氏之父と云
意なり正徳五乙未年寺觀を興立し法官の位階を整へ雅頌書
律管絃舞樂等を修正し祭祀の事儀を盛らす同年新都の
大學校を立て佛蘭察（今フランドル）の博士を召て諸家の書籍を講せ
む享保元丙申年主舟行して西の方太泥亜和蘭漢又利亞、
布魯伊鮮佛郎察の諸國を巡覽す即遊行して外國小在
るの凡十六ヶ月ふく還る此後又和蘭佛郎察入尔馬泥亜
勿羅泥亜雪際亜を巡覽す皆彼諸國の政刑禮樂を檢し或

を諸術藝奇器を審みし其學師工匠を召するの筈なり
同五庚子年禮勿泥亜歸服す以て小至て近隣諸國服從セサル
者尤あり 同年「ワルガテリヤ」石弊利亞の西地の土人石麻を多く採
り乃火浣布を製衣す 同六辛丑年北高海の周辺を巡見して
其里程を測り水陸の分界山河の高深等を檢正して大小彼
地の地圖を改正す旧圖小此大湖のいふは其周辺の國郡小何れも錯誤す
處多し新圖此湖南北は長く東西は狭し旧圖を是と反せし
乃自圖を作し其説を述て刊本し諸列の學校小之を頒つ 同七
壬寅年彼十月二十日群臣称号を奉て曰ハ「アテル、テス、バーデル、
ラント、ケイゼル、パン、ゲヘル、ルスラント、エン、ペテル、テ、ゴロカテ」
是亦和蘭の譯語なり「ケイゼル」を皇帝「ゲヘル」を總たり今を大の義小訳スル
スラントを魯西亜なり「パン」を之の字の義「エン」を助字なり「ゴロカテ」を大なり

今を尊の義と云即大魯西亜の皇帝國民の父ペテル大尊の
義なり主幼くも聰明睿地より長く寛仁大度専ら
民も安し國も富するを以て敬とす其才藝文武を兼
其德澤遐邇小被る政刑服章溝洫軍旅等皆講究討論
して悉く之を新しきり惟國人其恩惠を感佩するはあは
らけ歐羅巴大小の國及亜細亞北地の諸國不至る迄盡く皆
之を歸服す右の尊号之を諸列郡に示し隣國に告ぐ「ペー、
ル」と題せる古典有り即教諭の書なり主其註解を述し
和蘭の都下小彫刻せしむる乃其價を廉しし賤民たり
其家毎の之を得易く其父讀て子に教へ童蒙を養て正

小尊より先むとあり

是れ以下其年月未詳なりされ共諸書に取見せる者
新都小醫学校並小藥局を立つ又天文曆術の学校を建つ
北高海に入る「マイル」と云川の源小金礦の有り所を察し工小
命し之を掘らしむ乃莫大の金を採るのを得て大の財用
を足して安民軍旅の要物とす又此辺に於て戦艦を製造
せしめて湖中を泛して水戦の術を習練せしむ以て都尔格
西韃等の東南を防ぐの備とあり
是魯西亜の新都海濱にありて
水戦の術他小求る小及さるもの
如しと雖其地偏北方なるを以て南征の戦術は於ても便ならず者あり
係て彼辺の船工軍士を求る之の備る者あり是即先主他國の軍士を
多く召して武学校に入して我軍士をして之の
從て習練せしむると趣も同する者あり
軍制大凡和蘭及び漢

又利亜の法に依て之を修正す魯西亜の服章を厄勒西亞の服
似て首小巾を戴き其外袴長くして踝に至る主之を變して
悉く漢又利亜和蘭の服章を為さしむ其革るるの甚捷なり
即「モスコウ」の郭門の外小彼新制の笠と外套とも懸て其
直ガフヘンと呼ぶ銀錢二枚小定先て都下小入とす者を一
て之を買て服さしむ若其錢を帶さる者も乃膝を地著て
腰を立て處らし然其外套地に至る所を限して裾を拳
て大剪刀を以て刈らる剪り去て而後都門小入りむ如此
すもの數日小及むすして國中の服章盡く革れり西洋諸
國小カナアルと云水路何れ是も船舶の便路を得ん為小新の

決りたる川を云主之を處と設て大捷徑を得たり知今ハ
テルスボルグ都即新なる船を造りて東の方亜細亞小住んとす者
即「ラドカ」は浮く夫々を「ウラルコ」ハの流小隨て「ノボゴロト」小到り
夫々を「カナアル」は由りて「テウエル」小到り夫々を「トラカン」夫
々を「ウラルカ」は隨て「ホコロト」小到り夫々を「カナアル」は由りて
「アストラカン」小到る即北高海は泛むなり
此船路を以て諸遠東の外
國を通り又彼諸國の商船を
魯西亜の三都小會
すもの甚なる又「テルスボルグ」は歐羅巴の南西を巡らんと欲す
る者も「ドン」河を過りて「アソップ」小到り大海小泛り公思且西諾百尔
到り夫々を「タルク」子ッレシ小向て地中海小泛り厄勒西亞意太里
亞入尔馬泥亞拂郎西の海を徑て「キブラル」デルの海峡を過り出

西伯利亞文通

て波爾都瓦爾以西波尼亞佛郎索の海を得て漢又利亜の海峡
を過て和蘭に到りて諾兀兒土海に浮しソントの海峡を過く
富々所德海に泛し原處ペテルスボルグに還る此一船路凡四千四
百四里を徑るなり是皆ペテルデゴロオテの河道を通り成功し
藉るなり乃今到る迄一大奇功と称すなり古來石磔利亜
の大地山川多く崎嶇險阻なる故に行路甚難し其支那の
行者の如きは凡六年を徑るに非れども到るに能くす然るも其
主彼土人を以て其峻嶮を閑りて乃今頃路をなす加之舟行
の便小資て尤捷徑を得たり乃今モスコウと云ふ支那北京に
到る者僅小四ヶ月を以て是の期を為すを得たり

以餘の
業甚多

他日今述すの事
候て之を誤す

享保九甲辰年彼正月廿八日小病亡す時
小年五十二と六月なり在位四十二年其子幼なりを以て其
室カタリナ之を嗣く是遺訓に依てなり其葬儀嚴重小

して凡魯西亞の前代未嘗て之を見聞す者何んぞ
其金銀を
銀を以て
す佛郎索の銀面小余して之を造りて碑を建て其高德を傳ふ
碑名を
誤記せ
む最莊嚴を極む其重凡六万錢なり
んを欲す
但其誤語に隨て大畧を奉るはなり
維時千六百七十二年六月十一日

皇天吾君を降す嗟乎君生て聖徳有り長て國事を勤む
大業已小成て忽として天小外れ維時千七百二十五年正月
廿八日なり嗟君吾國民を棄たり而去昌を敢て棄んぬ其國
を治す小女主有り其志を承る小嗣子有り嗟君往昔のへ

外
本紀

テル法教の先哲の名の法諱を奉り神道を以て帝業を継ぎ其法
冠を正せり嗟若太古ヤハトの旧邦小處り聖功を以て典則
を親し其国光を明せり仁を以て不仁を教て仁あり先信
を以て不誠を化して誠あり此餘法禮を修め軍功を立て術藝を
精し山川を開く等の事を誌す本紀
小之も詳しすを以て今之も異事あり亦小河海を以て
悲涙とし風氣を以て歎息とす事書の哀傷の語なり

○カタリナアレキシイウナ 主先主の時々々内政を助るは
らす外防小在ても教々輔となす故小相将々々軍卒小至るも
も其厚徳小服す先主世を慕ふ此際此主之を嗣くは都下
の軍府小告く乃軍士兵卒悉く悲涙哭泣して之小應對すは
能くさすは教刻あり皆涙を拂て同音小號んて曰吾國の

の父既小亡り此共而も吾國の女尚存せりと其恩恵小懐き後々の
此の如く先主近隣の國を巡る時或も之小後い又々自ら別小他邦を
巡覽せりは主性格物致知の学を好む 享保十七己の年
新都小格知学校を建つ天文地理曆算の諸博士を集め諸測器
を置て窮理の術を講習討論せ令も乃貴族の年女をして之を学
ぶも 同十七己未の年病亡す年四十五條の遺訓あり子ヘテ
ルテテウエエテ之を嗣く

○ペテルテウエエテ 即位年十六より 享保十五庚戌年主痘
瘡を病て亡す從父姉「アンナ、イハンノウチ」魯哥烏尔蘭王の公小嫁
を迎へ之を嗣く

○アニナ、イハンノウチ 父を「イハンアレキヒウイス」と云へ「テルゴロオ」の異母兄なり。即位の後諸属国の州郡に命令を下す者凡十九條あり是を初允 享保十四己酉年「テルスボルグ」小大学校を建ふ此議今歳令之を建て専ら貴族の年少を入て学せしむ 享保十六辛亥年支那より使聘を來す 同年八月都尔格より使聘來る 同十七壬子年是を前巴尔西亞と和せし動をすれを輒ち戦争のりけり茲歳和平す 同年小學校を建つ主群下を教導すとの純らふへ「テルゴロオ」の法に依り乃貴族及び世祿世業の者の幼童を教育せんと爲ふ此學校を建つ主殊小異邦を召す所の軍士の子を隣て共ふ此學小入りむ

即其徒を分て四部とあり其學を分て十五科とす今學童の數并小分つ所の部科を記す即左の如す所の如し

魯西亞	二百四十七人	魯西亞	十九人
軍 エストランド <small>國屬</small>	四十一人	馬 エストランド	五人
學 レイフランド <small>同上</small>	三十三人	術 レイフランド	四人
異邦	十四人	異邦	二人
魯西亞	四十七人	魯西亞	百〇八人
兵 エストランド	六人	舞 エストランド	十七人
術 レイフランド	五人	學 レイフランド	二十三人
異邦	二人	異邦	十三人

地	城	築	量	度	学	音	魯西亜
エストランド	異邦	レイフランド	エストランド	魯西亜	レイフランド	エストランド	三十五人
十二人	一人		三人	三十四人	九人	六人	
刑	術	算	文	天	識	字	文
エストランド	異邦	レイフランド	エストランド	魯西亜	レイフランド	エストランド	魯西亜
十四人	十四人	二十三人	四十一人	二百四十八人	五人	六人	三十三人

典	羅	言	方	文	紀	地	魯西亜
異邦	レイフランド	エストランド	魯西亜	レイフランド	エストランド	レイフランド	三十九人
二人	八人	十三人	十七人	二十一人	十二人	十四人	二十九人
察	師	拂	言	西	言	律	魯西亜
異邦	レイフランド	エストランド	魯西亜	レイフランド	エストランド	レイフランド	魯西亜
十四人	二十三人	十六人	四十八人	二十三人	二十一人	十五人	十六人

方	魯西	百九十一人
言	エストランド	十四人
入	レイフランド	六人
馬	異邦	七人
泥		
垂		

学校中別館を設る者八處以て学師学童の寢息養病使
 ならしむ且其食服諸雜用小至る迄悉く之を給して以て勤学熱
 習せしめて此も闕く所なきも 元文二丁巳年諸臣會議
 して謂今主の慶徳に依りて近隣悉く飯服して縦横宏達通
 せしむる處なきし實小宇内の大平の基を開くと云へし因て尚く
 アルカングルとて海泊を設りし北西墨利加の地方を日本及支那

グリーン
 スパンヤル
 ガ

小至る迄遠く巡撫して諸外國の方物を交易して以て萬民を
 志て大平の化を被りし人々之を念ふ今其時ふ方なりと乃主
 之を可なりとて遂に海船の正司「ベルヒク」副司「スハッレベルグ」
 和蘭の加比丹 小余して大船を發せしむ是る初都下の大高國
 主の許容を蒙りてアルカングルとて高船を發して既小東方
 小至る者あり彼日本の近辺小ありて其友人する海船司に贈
 りたる書文あり即茲小附す

云一日大韓靺 即北靺の東濱ガ 出帆して東破葛の南小
 ありクリルと云島に到る此小魯西亜の成館あり吾船中
 人を少くしてありしを以て彼館小請て其土人若干を借て

4頁

其く南の海中小島多し日本に属したるものあり
船を巡らし之を計りし凡三十四島あり乃一島に近て
碇を下し茲に上らんとす島人種々の器械を以て之を防ぐ
是に於て吾クリルの人を以て吾に處ふ來るの仔細を通せ
む島人其證を見んるを求む乃吾之を明し示す彼乃其
事を詳しし後却て初允の卒尔たるを謝し乃吾便
小行船の備を設けて之を去り又別の一島に到る其島人其
好意ありて吾使を島に上らむ此日大鞆鞆を祭ると
十六日當れり此島沃土よし諸菓木美し他の異なり
吾使菓實及び其餘の産物をも多く採りて船中へ收貯置けり

右を日記中より抜萃す所し即吾目撃したる實録
且其産物をも持歸りて以て究理学の一端を供せんす此餘
交易の一事々之を略す尚然地を日本支那に至りて將
吾魯西亞交易ののりを図らんとす

以記事魯西亞の大商の筆須く心を用ひて之を讀むべし
即今船司スツレベルグ等日本支那へ通路の海洋審みし
東諸外國の高船吾魯西亞の「モスクワ」「ペテルスボルグ」「アルカン
ゲル」の三都會に聚り來らんるを欲す先主既に数百万賤を
散して四方の民悉く聚り乃亞細亞北地の東辺に至る迄皆
吾城を建置すべし況んや此通商ののり於てを立所

之を得へき如し然と雖但直く時の至るを期つへし梅此一章
左記者の語なり然るべしスハレレグの海船此後何如と云ふ事
記す所なり東破葛の記小寛保宝曆中魯西亜の人彼地小來る者あり皆北邊の
巡見せし北より南方へ來る
るを記す者未之を見す

同四己未年西韃アソフを侵さんとす城主之を防く大水軍を發し
て之を勝つ後遂に和平す魯西亜の人素水戦小拙しベテルテ
ゴロカテ嘗て北高海に軍士をして水戦を習練せしむ以主即
位の後軍士を勵まし之を習練せしめて遂に水陸兵一の如く
ならしむ今汝勝利を得るの實小主の成功小藉る者なり同年
雪際垂と使を相通して互に盟約して各其境界を堅固す又勿
羅泥亜都尔格羅瑪西韃拂郎察漢又利亜等の諸國皆使聘

を來す此女主丈夫の資ありて能く英雄を所牧す故に四方の
諸國悉く畏服して敢て其疆を侵す事なく終に干戈を動
す事を止て近隣和睦し禮節盛大なるに至る此餘切業多しと雖其
皆隣國交際性遠の
事多く雜り記すを以て今之を採録す
元文五庚申年主病亡す
年四十六と八月二十日治世十年八月其甥之を嗣く
○イハンテ。テルテ。主年十七即位す同年雪際垂叛て疆を侵す
同年主病亡す子なりベテルテ。ゴロカテの女之を嗣く
○エリサベト。ペトロウナ。ベトル第一世帝の少女なり 寛保元
辛酉年即位す東破葛の法教の師を差して厄勒西亜の教を
弘免しむ其土人悉く之を歸依す之を以て後彼國民禮

節信義の事を知り 曰二壬戌年軍を出して雪降を
を征す 曰三癸亥年雪降垂永く疆を侵すへいすこと
盟状を奉りて敷く和を乞ふ終ふ之を容るす

魯西亜本紀是年を以て畢とす按るは原書を此翌年
延享元甲子年彼二月廿九日和蘭七州の一ウレキトて
彫刻の本なり今他書は出る所の者を按るは則此主は嗣
く者あり左之を記す

原書
一七四〇年

寶曆十二壬午年主病亡す子なく其甥之を嗣く

○ベテムテテムテ 同十三癸未年主病亡す子なく其室「カク
リナ」テテウーテ之を嗣く

意、は前野の澤也

○カタリナ。テ。テウエーテ 按すは明和五年戊子の書は此主
の名を載る者なり今茲寛政癸丑年彼邦女帝之を治むと
意以謂蓋此主たるへい

節信義あり事を知れり 曰二壬戌年軍を出して雪際を
を征す 曰三癸亥年雪際を永く疆を侵すべしと云
盟状を奉りて數く和を乞ふ終ふ之を容るす

魯西亜本紀是年を以て畢とす按るは原書を此翌年
延享元甲子年彼二月廿九日和蘭七州の一ウトレキトにて
彫刻の本なり今他書は出る所の者を按るは則此主は嗣
く者あり左の之を記す

原書
一七四〇年

○ベテムテテムテ 同十三癸未年主病亡す子なく其室「カク
リナ」テ「テウエー」テ之を嗣く

○カタリナ、テ、テウエー、テ 按すは明和五年戊子の書に此主
の名を載る者あり今茲寛政癸丑年彼邦女帝之を治むと
意以謂蓋此主なるべし

本書の原本は *Historie van Rusland*, 2 Vols, 1744. である。但しその第一巻の一部を譯したものであらず。譯者は前野良澤で寛政五年に成つたものであることは本書末尾の記載によつて知られる。

千曳識

○カシムツキ
其古くは既述五事次七の書に於て

